

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、多くの公共公益施設等の都市福利施設が立地しており、まちなか居住者や市民に対する公共サービスや文化的な暮らしを支える重要な役割を担っています。

■ 中心市街地に立地している都市福利施設

分類	施設名
官公庁施設	市役所、高崎駅市民サービスセンター(パスポートセンター併設)、子育てなんでもセンター、裁判所(支部)
医療・福祉施設	高崎総合医療センター、総合保健センター
文化・スポーツ施設	中央図書館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、美術館、タワー美術館、旧井上房一郎邸、Gメッセ群馬
その他	高崎郵便局

【都市福利施設を整備する事業の必要性】

本市の中心市街地には、公共公益施設等が数多く集積し、市民に都市福利機能を提供していますが、目標3に掲げた「快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成」を目指す上で、今後、都市福利機能の一層の充実が求められます。

特に、都市集客施設等の整備が進められている高崎駅東口においては、高崎芸術劇場を中心に、市民文化を創造・発信する新たな都市福利施設等の導入が求められます。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 再開発と一体となったまちづくり検討業務</p> <p>【内容】 高崎駅東口栄町地区の再開発ビルの市権利床を活用して、子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和6年度 ※再掲 55 ページ参照</p>	高崎市	<p>高崎駅東口に建設する再開発ビルに子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和6年度</p>	
<p>【事業名】 高崎市東町市民活動センター建替事業</p> <p>【内容】 老朽化した既存建物の建替え</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和6年度</p>	高崎市	<p>老朽化した既存建物を建替え、勤労者の福利厚生や地域住民のレクリエーション活動等のための会議室、体育館等を整備することにより、中心市街地における多世帯の市民の来訪や交流を促進する。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和6年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

該当なし